

諮問日：令和８年２月１６日（令和７年度（情）諮問第１０１号）

答申日：令和８年８月３日（令和８年度（情）答申第２０号）

件 名：青森地方裁判所における特定事件の申立書、審判書及びこれらに係る事件の全情報に関する文書の不開示判断（開示対象外、存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第１ 委員会の結論

別紙記載の各文書の開示の申出に対し、青森地方裁判所長が、別紙記載１及び２（以下「本件開示申出文書１」という。）の申出に対し、司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断１」という。）及び別紙記載３（以下「本件開示申出文書２」という。）の申出に対し、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断２」といい、原判断１と併せて「原判断」という。）は、いずれも妥当である。

第２ 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第２に定める開示の申出に対し、青森地方裁判所長が令和７年１０月１５日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第１１の１に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第１１の３に定める諮問がされたものである。

第３ 苦情申出人の主張の要旨

令和７年１０月１５日付け司法行政文書不開示通知書記載の開示しないこととした理由はすべて誤っている。その理由は、苦情申出人は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条と５条１号ロの規定に基づいて申出をしているからである。

第４ 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 別紙記載１及び２の各開示申出（以下「申出１」という。）について

司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして裁判所が保有しているものであり、裁判事務に関する文書は司法行政文書には含まれず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

申出1は、特定の事件の家事審判申立書及び審判書の開示を求めるものであるところ、当該文書は裁判事務に関する文書であって、仮に存在するとしても、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

2 別紙記載3の開示申出（以下「申出2」という。）について

申出2は、特定の裁判所の特定の事件番号及び事件名の事件における特定日付の家事審判申立書及び審判書の存在を前提に、同文書に関連した当該事件の全情報の開示を求めるものである。そのため、当該情報を記載した司法行政文書の存否を答えることにより、当該事件番号の事件の事件名並びに特定日付の家事審判申立書及び審判書の有無を開示することとなるが、この情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情も認められない。

なお、苦情申出人から、本件開示申出と同時に、申出内容を同じくする保有個人情報開示申出がされていたため、本件について同申出への補正を求めることはしなかった。

3 これに対し、苦情申出人は、令和7年10月15日付け司法行政文書不開示通知書記載の開示しないこととした理由はすべて誤っている、その理由は、苦情申出人は法3条と5条1号ロの規定に基づいて申出をしているからである旨主張するが、申出1について司法行政文書開示手続の対象外となること、申出2について存否応答拒否が相当であることは上記のとおりである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和 8 年 2 月 1 6 日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年 6 月 1 9 日 審議
- ④ 同年 7 月 1 0 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

1 申出 1 について

取扱要綱によれば、司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいい、裁判事務に関する文書は含まれない。

苦情申出人による開示の申出に照らせば、本件開示申出文書 1 は、特定の事件における特定の申出書及び審判書であり、特定の事件の審理及び判断の過程で作成又は取得される裁判事務に関する文書であるから、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

2 申出 2 について

苦情申出人の開示申出によれば、本件開示申出は、特定の裁判所の特定の事件番号及び事件名の事件における特定日付の家事審判申立書及び審判書の存在を前提に、これらの文書に関連した当該事件の全情報の開示を求めるものである。そのため、本件開示申出文書 2 の存否を答えることは、当該事件番号の事件の事件名並びに特定日付の家事審判申立書及び審判書の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、当該事件番号の事件の関係者の個人識別情報（法 5 条 1 号）に相当し、同号ただし書イからハまでに相当するような事情も認められない。

また、苦情申出人から、本件開示申出と同時に、申出内容を同じくする保有個人情報開示申出がされていたというのであるから、本件について同申出への

補正を求めることなく、存否応答拒否の判断をしたことに不適切な点があったとは認められない。

- 3 以上のとおり、原判断1については、本件開示申出文書1が司法行政文書の開示手続の対象とならないと認められ、原判断2については、本件開示申出文書2の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕

別紙

- 1 特定年月日 1 付け青森家庭裁判所八戸支部特定事件番号 1 家事審判申立書（特定家事審判手続）
- 2 特定年月日 2 付け青森家庭裁判所八戸支部特定事件番号 2 特定事件の審判書
- 3 上記 1、2 に関連した本件事件の全情報の開示を求める。